

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年10月3日

【発行者名】 T & Dアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤瀬 宏

【本店の所在の場所】 東京都港区芝五丁目36番7号

【事務連絡者氏名】 富岡 秀夫

【電話番号】 03-6722-4813

【届出の対象とした募集内国投資信託  
受益証券に係るファンドの名称】 世界物価連動国債ファンド

【届出の対象とした募集内国投資信託  
受益証券の金額】 継続募集額 5,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の訂正理由】

平成29年3月10日付をもって提出した有価証券届出書（平成29年9月12日付提出の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_\_\_\_は、訂正部分を示します。

### 第一部【証券情報】

#### （7）申込期間

<訂正前>

平成29年3月11日から平成30年3月9日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

<訂正後>

平成29年3月11日から平成30年3月9日まで

ファンドは平成29年12月5日に信託終了（繰上償還）を予定しております。

信託終了（繰上償還）が行われることとなった場合、申込期間の末日は平成29年11月6日に変更され、以後の更新は行われません。

詳しくは、後述の「（12）その他 信託終了（繰上償還）の予定について」をご参照ください。

#### （12）その他

<訂正前>

日本以外の地域における発行はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## &lt;訂正後&gt;

日本以外の地域における発行はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

信託終了（繰上償還）の予定について

ファンドの主要投資対象である外国投資信託「グローバルインフレ連動国債ファンド」（以下、外国投資信託といいます。）の投資顧問会社であるバンガード・インベストメンツ・オーストラリア社は、毎年行っている検証の結果により、効率的な運用の観点から今後の運用継続が困難と判断し、外国投資信託の運用を辞退する方針を固め、外国投資信託がその信託を終了することを予定しております。これに伴い、ファンドの信託終了（繰上償還）の手続きを行うことといたしました。

平成29年12月5日に信託終了（繰上償還）を予定しております。

平成29年10月3日現在の受益者を対象とした異議申立の結果により、信託終了（繰上償還）の可否を決定します。

当該決定につきましては、弊社ホームページ上にてご確認いただけます。（平成29年11月7日予定）

## 第二部【ファンド情報】

### 第2【管理及び運営】

#### 3 資産管理等の概要

##### (3) 信託期間

## &lt;訂正前&gt;

ファンドの信託期間は原則無期限ですが、後述の「(5)その他 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

## &lt;訂正後&gt;

ファンドの信託期間は原則無期限ですが、後述の「(5)その他 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

信託終了（繰上償還）が行われることとなった場合、信託期間の末日は平成29年12月5日に変更されます。